

I 定期試験の時間割および受験資格について

1 試験日程・時間割

(1) 試験期間 2018 年 1 月 29 日（月）～2 月 3 日（土）(2) 定期試験（予備日） 2018 年 2 月 5 日（月）、6 日（火）

地震等のやむを得ない事情で、通常の試験期間に試験を実施することができなかつたときは、試験予備日に試験を行います。

(3) 時間割 掲示予定 2018 年 1 月 15 日（月）

別途、大学ホームページおよび掲示板（本校舎 1 号館中庭側・東キャンパス 3 階）に試験時間割を掲示するので参照してください。また、時間割は学部専攻別となっているため、注意してください。

(4) 試験時間 時間設定が通常授業とは異なります。

	開始時刻	終了時刻	時間（分）	
1 時限	9:00	10:00	60	
2 時限	10:30	11:30	60	★①
3 時限	13:00	14:00	60	
4 時限	14:30	15:30	60	
5 時限	16:00	17:00	60	
6 時限	17:30	18:30	60	★②

- ・60 分を超える試験について
 - 試験時間 70 分の科目については、各時限を 10 分延長して行います。
 - 70 分を超える科目については、2 時限（★①）と最終コマ（★②）のいずれかで実施します。
- ・定期試験期間中の振鈴は、上記時間に設定されています。試験時間が 60 分を超える場合には、終了時に振鈴が鳴りませんので、試験監督者の指示に従ってください。

(5) 通常の授業と試験の曜日・時限・校舎が異なる試験科目

別途掲示するので参照すること。

- ・80 分を超える試験時間により曜日時限が異なる科目
- ・合同試験実施により曜日時限が「通常の曜日時限」と異なる科目

⇒別紙掲示①参照

2 受験資格

今年度履修登録を行った科目にのみ受験資格があります。次の期間は「履修確認表」の発行が無料になりますので、受験前に再度発行し登録科目を確認してください。

未登録の科目を受験しても評価の対象にはなりません。

※ 欠席多など受験資格がない場合、試験を受けても「H（失格）」となる場合があります。

履修確認表の無料発行

定期試験時間割発表 1/15 から定期試験最終日 2/6 まで

II 受験に際しての注意事項

1 教室と座席

指定された教室（座席が指定されている場合は指定された座席）で受験してください。複数クラス開講科目等の時間割見間違いや、指定された時間・教室で受験しなかった場合は、失格または無効になります。

※ 座席指定のない試験は、試験監督者の指示に従ってください。

2 『学生証』携帯の義務

受験者は『学生証』を試験監督者が確認し易い位置(机の通路側)に顔写真を表にして置いてください。

※ 学生証の学籍番号・氏名・顔写真が不鮮明・シール（プリクラ等）が貼付されているなど、本人と確認できない場合は、受験できません。

■ 試験前日までに学生証の再発行を申し込む場合

学生証再発行（1,000円）

■ 試験当日に学生証の再発行を申し込む場合

学生証再発行（1,000円）＋試験用仮学生証発行（200円）

■ 試験当日に学生証を所持していない場合（学生証の忘れ）

試験用仮学生証発行（200円）

【手続窓口】本校舎学生課または東キャンパス学務課

- ・学生証の再発行は、申請の翌日となります。（東キャンパスで受取りの場合は翌日の午後）
- ・試験用仮学生証は、有料：200円、発行日当日限り有効、試験終了後手続窓口へ返却。

3 遅刻限度と試験中の退室

- ・試験開始より30分を超えて遅刻した場合は受験できません。
- ・また試験開始後40分を経過するまでは退室できません。
- ・ただし、試験監督者の指示がある場合にはその指示に従ってください。

※ 開始時刻前に注意事項の読み上げや試験問題の配付等を行いますので、極力、開始時間15分前には入室してください。

【公共交通機関の20分以上の遅延による遅刻の取扱いについて】

1) 試験開始より30分以内の遅刻の場合

当該試験を受験するか、追試験を受験するか選択することができます。ただし、試験問題を確認した後で選択することはできません。

2) 試験開始より30分を超えた遅刻の場合

定期試験を受験することはできませんが、追試験を受験することができます。追試験を受験することとした場合は、本校舎教務課または東キャンパス学務課での手続きが必要となります。交通機関より発行される『遅延証明書』を持参し、追試験の申込みを行ってください。

⇒別紙掲示②「追試験の受験について」参照

4 所持品

試験中は、学生証・筆記用具（ペンケース、下敷きは不可）その他、試験監督者が特に許可したもの以外を机の上に置いてはいけません。それ以外の所持品（カバン・雨具等）は、各自の椅子の下に置いてください。

※科目担当者が特別に許可をした場合を除き、電子機器(携帯電話・スマートフォンを含む)のいかなる使用も厳禁とします。必ず電源を切って、カバンの中に入れてください。(時計代わりにの使用も認めません。)

5 持込み

(1) 試験時の持込み可能物については、試験時間割を参照すること。

ノート・参考書等の持込みが許可されている場合は、必ず自分のものを使用してください。試験中の筆記用具の貸借などは不正行為とみなします。

(2) 『六法』持込み可の試験において、特に指示が無いにもかかわらず、書き込みのある『六法』を持込んだ場合は、不正行為とみなします。

6 不正行為

カンニング、許可されていない資料の持込み等の不正行為を行った場合は、直ちに答案を没収し、学則・規程等に基づき後日処置を決定し、学籍番号、氏名、処置内容などの学内への公示や保証人への告知を行います。

不正行為と誤解を招く行為についても十分注意してください。

【白鷗大学試験の不正行為者処置細則】 *抜粋

(不正行為)

第2条 不正行為とは以下の行為をいう。

- (1) 本人に代わって受験することを他人に依頼し、又は本人に代わって受験すること〔代人受験〕。
- (2) 前号の目的で、試験の開始前に自己の学生証を他人に貸与し、又は他人の学生証を所持し若しくは使用すること〔学生証貸与〕。
- (3) 答案を交換し、又は交換の援助をすること〔答案交換〕。
- (3)の2 答案を試験会場の外へ持ち出すこと〔答案持出〕
- (4) カンニングペーパーを使用し、又は使用の目的で所持すること〔カンニングペーパー使用〕。
- (5) カンニングペーパーを他人に渡し、又は他人から受領すること〔ペーパー廻し〕。
- (6) 机、椅子、壁、文房具、機器、所持品、身体その他自己若しくは他人の見取りし得る範囲の物に、書き込み又はインプットすること〔カンニング記載〕。
- (7) 使用が許されていない参考書類等を使用すること〔禁止書類使用〕。
- (8) 使用が許されていると否とを問わず、参考書類等を他人に渡し、若しくは他人から受領し、又はこれを援助すること〔書類廻し〕。
- (9) 私語、合図、指示、動作、その他意思伝達のできる方法で、他人と教示、連絡、又は相談をすること〔連絡相談〕。
- (10) 試験会場において、携帯電話（ポケベルその他携帯端末を含む。）を使用（時計・計算機等として使用することを含む。）すること。
- (11) 自己の答案を他人に見せたり、他人の答案を見たり、又は他人の答案を写すこと〔答案写し〕。
- (12) その他の前各号のいずれかに類似する不正行為と認められる場合〔認定不正〕

(処置)

第4条 学長は、当該試験期間の終了後、処置等検討委員会の処置案につき教授会の議を経て処置を決定する。

- 2 不正行為者の処置は、原則として当期試験科目を無効とする。
- 3 前項の処置は、通年科目の前期試験における不正行為にも適用する。
- 4 不正行為者が学業特待生である場合は、その資格を喪失する。

5 不正行為者が再度以上不正行為を行った場合、あるいは特に悪意なものについては、初回の場合でも、有期又は無期停学を第2項に併課し、又は退学とすることがある。

<不正行為を疑われる行為の例>

- ・持ち込みを許可されていないものを机の上に置く。
- ・不正な学生証を使って試験を受ける。
(顔写真の印刷が不鮮明なものや、上からシールを貼っているものなど)
- ・他人の答案を覗き見るような、不審な行動をとる。
- ・試験監督者の指示に従わない。

7 その他

- ・答案用紙(解答の有無にかかわらず)および出席カードに、学籍番号および氏名その他必要事項を記入し、必ず提出してください。
- ・無記名の答案は無効となる場合があります。
- ・やむを得ない理由なく、退出可能時間前に退出してはいけません。
- ・退出後、他教室の前を通るときは静かにしてください(まだ試験中の教室もあります)。
- ・試験場内における全てのことについては、試験監督者の指示に従ってください。
⇒別紙掲示③参照 教務委員長より「授業科目における不正行為について」

Ⅲ 追試験

定期試験の受験資格のある学生が試験当日受験できない場合、「白鷗大学試験実施規程第8条」の追試験の受験資格に該当するときは追試験を受けることができます。

時間割発表	2018年 2月9日(金) 掲示および大学ホームページ
試験日	2018年 2月14日(水)、15日(木)〔予備日:16日(金)〕
試験会場	本校舎
受付窓口	経営学部・教育学部・経営学研究科生 →本校舎 教務課 法学部・法学研究科生 → 東キャンパス 学務課 ※法学部1年生は本校舎でも手続き可能。

1 追試験が認められない事由

追試験が受験できる事由は、原則、別紙掲示②のA Bに記載されたケースです。次のような定期試験欠席の事由による追試験の申込みは、一切受けられません。学生は学業が優先であること、また、公的な欠席証明書の発行が出来ない事由であることを判断基準としています。

【追試験が認められない事由の例】

- ・実家を含めた引越し
- ・旅行
- ・大学以外が企画実施する研修旅行
- ・アルバイト(学費を補う目的を含む)
- ・渋滞や事故などの自家用車通学による事由
- ・親戚等の結婚式(家族は除く)

2 手続期間

試験時間割発表の日から、当該試験実施日の翌々日まで（日曜・祝祭日・事務局窓口休業日は除く）

- ・実習や就職試験などあらかじめ受験できないことがわかっている場合は、事前に手続きを行って許可を受けてください。
- ・期間内に窓口での手続きが困難な場合（入院やインフルエンザ等）は、必ず期間内に、本校舎教務課または東キャンパス学務課まで電話で連絡してください。期間以降の対応はできません。

3 手続方法

「追試験願」に証明書を添えて、期間内に窓口に提出し受験の許可を受けてください。なお、欠席理由によっては1科目につき受験料1,000円を納入しなければなりません。申込みは本人が行うことが原則ですが、困難な場合には本校舎教務課または東キャンパス学務課まで電話で相談してください。

4 添付の証明書について

当該試験欠席の事由を裏付ける第三者の証明書（欠席日付明記のもの）が必要です。

- ・証明書の詳細については、「学生のとびき」20ページ・履修要綱の項目「試験および成績」「追試験」で確認してください。
- ・就職試験、入学試験の場合、大学所定の用紙で受験をした証明書を提出していただきます。ホームページからダウンロードするか、本校舎教務課または東キャンパス学務課で事前に手続きをして用紙を受け取ってください。

※渋滞や事故などの自家用車通学による事由は、追試験の対象にはなりません。

※スクールバスの遅延についても、追試験の対象にはなりません。

5 成績評価

定期試験の評価に準じます。

⇒別紙掲示②「追試験の受験について」参照

IV 再試験

次の各号の要件をすべて満たす場合に限り『再試験』の受験を認めることがあります。

白鷗大学試験実施規程：

第10条 卒業所要単位に不足する単位の数が8単位以内である当該年度に卒業見込の4年生（留年生を含む）は、当該不足を補うのに必要な限りで、次に掲げる要件をすべて満たす科目の試験を再度、受けることができる。

- （1）当該年度に履修登録を行なった科目であること。
- （2）成績評価が「D」となった科目であること。
- （3）当該科目が、各学部教授会が再試験の受験を認めていないものでないこと。

1 手続期間

2018年2月21日(水) 9:00~11:30、12:10~16:30
2月22日(木) 9:00~11:30、12:10~16:30
2月23日(金) 9:00~11:30、12:10~13:00

※成績調査申請の結果、再試験受験要件を満たした場合のみ

2018年2月26日(月) 9:00~11:30、12:10~16:30

2 手続方法

期間内に窓口へ受験を申し出て「再試験願」を受け取り、必要事項を記入して、1科目につき受験料6,000円を納入してください。

申込みは本人が行うことが原則ですが、困難な場合には、手続きの締切までに本校舎教務課または東キャンパス学務課まで電話で相談してください。

3 再試験日程

時間割発表	2018年 3月1日(木) 13:00 予定 掲示および大学ホームページ
試験日 課題提出締切日	2018年 3月5日(月)
試験会場 課題提出場所	東キャンパス
受付窓口	経営学部・教育学部 → 本校舎 教務課 法学部 → 東キャンパス 学務課

- ・受験時に、学生証と共に「再試験願(学生控)」を提示してください。
- ・評価資料としてレポート等が課された場合は、受付窓口で課題を配付します。課題の受取・提出は必ず本人が行ってください。

4 成績評価

再試験で合格となった場合の成績評価は、C評価となります。

5 再試験該当者の卒業判定

3/13(火)の再試験受験者対象の卒業判定により卒業が決定した学生には、当日中に通知を発送し、掲示します。(16時頃を予定)

⇒別紙掲示④「再試験の受験について」参照

V 成績評価の発表、成績調査申請

1 成績発表

成績通知表 無料発行期間

2018年2月21日(水)・22日(木)・23日(金)

その他、無料発行時間等の詳細は、別紙掲示を参照してください。

⇒別紙掲示⑤「成績評価の発表について」参照

2 成績調査申請

成績調査とは、評価が間違っていると思われる十分な理由がある場合、科目担当教員に成績評価に間違いがないか確認を求めるためのものであり、再評価を願い出るものではありません。(成績評価の方法・基準についてはシラバスを確認すること)。

成績変更の「交渉権」を認めるものではないことを、予め念頭に置いてください。
成績調査申請期間以降は、一切受け付けません。

成績調査 受付期間

2018年2月21日(水)・22日(木)・23日(金)

その他、受付時間等の詳細は、別紙掲示を参照してください。

⇒別紙掲示⑥「成績調査申請方法について」参照

以上

掲示期間：2017年12月11日～2018年2月23日